

議案第6号関連資料 明石市手数料徴収条例の一部改正について

1 目的

出産後の母親の心身のケアと育児支援を目的とする産後ケア事業について、利用者数の増加やニーズの多様化に対応し、利用者の利便性の向上や負担軽減を図ることを目的に、下記のとおり実施するものです。

2 改正点要旨

令和8年度から兵庫県産後ケア事業集合契約(以下、「集合契約」という。)へ参加をすることに伴い、本条例の一部を改正します。

集合契約により、利用可能な事業所が増えることから利用者の選択肢が広がり、それぞれのニーズに応じた選択がしやすくなります。

また、利用手数料においては、利用した当日に利用者が直接事業所へ納付するため、後日の納付手続きが不要となります。

そのため、同条例第2条第6号及び第7号に規定する産後ケアに係る規定を削除します。

※ 集合契約とは、産後ケア事業の充実・推進を図るため令和7年度から開始された仕組みであり、兵庫県が県内市町を代表して産後ケアを実施する事業所と委託契約を締結するものです(2025年10月20時点で県下34市町、132事業所が締結)。

3 削除に伴う利用手数料の設定等

利用手数料については他市町と同様に要綱において設定します。

4 施行期日

令和8年4月1日

5 集合契約参加に伴う明石市産後ケア事業の主な変更点について

	現 在	令和8年4月以降
市と事業所との契約方法	個別契約	集合契約
契約事業所数	29事業所	132事業所
利用手数料の支払い方法	利用の翌月に、市が送付した納付書で支払う	利用当日に、利用した事業所へ直接支払う

6 その他

集合契約への参加に合わせて、これまでの紙での申請や電話による予約などを見直し、オンライン上で24時間365日利用予約ができる新たなシステムを導入することで、利用者の利便性の向上と多様なニーズへの対応を図っていきます。